

事 務 連 絡

令和2年4月7日

建物共済加入者 様

機械損害共済加入者 様

公益財団法人東京都センター

災 害 共 済 部

### 緊急事態宣言への対応について

日頃より、建物共済事業及び機械損害共済事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本日、東京都を対象とする緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当法人におきましては、下記の期間、勤務体制を縮小させて頂くこととなりましたのでお知らせいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程お願いいたします。

### 記

1. 縮小期間 令和2年4月8日(水)から5月6日(水)
2. 縮小内容 職員の出勤体制の縮小
  - ・ 当部においては、職員が半減となりますので、ご連絡につきましては、メールの活用等をお願いいたします。
  - ・ 郵便物の受付は通常どおり行いますので、期日のある案件につきましては、上記に関わらず期日までに到着するよう手続きをお願いいたします。